

令和7（2025）年度ZEV普及促進事業業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 業務の趣旨・目的

2050年のカーボンニュートラル実現に向け、県民や事業者がZEVに試乗することにより、性能や利便性を体感し、正確な情報を得ることでネガティブなイメージ（航続距離や充電インフラに対する不安等）を払拭し、ZEVの普及促進を図ることを目的とする。

2 業務の概要

(1) 事業名

令和7（2025）年度ZEV普及促進事業

(2) 業務内容

別添「令和7（2025）年度ZEV普及促進事業業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和8（2026）年3月23日（月）まで

(4) 委託金額の上限

5,270,137円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 問い合わせ先

栃木県環境森林部気候変動対策課カーボンニュートラル推進室

〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田1-1-20

電話 028-623-3262

電子メール kikou-hendou@pref.tochigi.lg.jp

3 参加資格

次の要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 栃木県競争入札参加資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、入札参加資格を有する、又は契約締結時までに資格を取得する見込みの者であること。
- (3) 参加表明書の提出の日から契約の相手方の決定の日までの間において、栃木県競争入札参加資格者停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止又は指名保留期間中でない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 栃木県暴力団排除条例（平成22年栃木県条例第30号）第2条第1号又は同条第4号の規定に該当する者でないこと。
- (6) 類似業務の受注実績があり、確実に履行できる者であること。

4 プロポーザル実施の手続き

(1) 実施スケジュール

ア 実施要領等の公表	令和7（2025）年6月27日（金）
イ 質問受付期限	令和7（2025）年7月4日（金）17時
ウ 質問に対する回答	令和7（2025）年7月8日（火）予定
エ 参加表明書受付期限	令和7（2025）年7月10日（木）17時
オ 企画提案書受付期限	令和7（2025）年7月24日（木）17時
カ プレゼンテーションの実施	令和7（2025）年7月30日（水）予定
キ 審査結果通知	令和7（2025）年8月1日（金）頃

(2) 募集要領等の配布

栃木県ホームページで公表するほか、下記にて配布する。

ア 配布期間

令和7（2025）年6月27日（金）～ 7月10日（木）

イ 配布場所

栃木県ホームページ（入札・公募（業務委託））からダウンロードできる。

URL(<https://www.pref.tochigi.lg.jp/kensei/nyuusatsu/koubo-itaku/index.html>)

(3) 質問・回答

プロポーザルに参加するに当たり質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書（別記様式1）により電子メールにより提出すること。

ア 受付期間：公募開始日～7月4日（金）17時必着

イ 質疑方法：電子メールにより、2（5）に提出すること。

ウ 回答期日：令和7（2025）年7月8日（火）予定

エ 回答方法：回答は栃木県ホームページ（4（2）イのURL）に掲載する。

(4) 参加表明書の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書（別記様式2）及び確認書（別記様式3）を作成し、持参又は郵送により提出すること。

ア 提出期限：令和7（2025）年7月10日（木）17時必着

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所：2（5）

ウ 提出方法：持参（平日の午前9時～午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）

※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

(5) 企画提案書の提出

参加表明書の提出後、仕様書及び以下のア～カに基づいて企画提案書を作成し、令和7（2025）年7月24日（木）17時までに持参又は郵送により提出すること。

※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

ア 企画提案書の用紙は、原則としてA4版用紙を使用することとし、A3版用紙を使用する場合には、A4版サイズに折り込むこと。枚数に制限はないが、カラー印刷とすること。

イ 企画提案書の様式は任意であるが、別表審査基準を参考に次の事項を含めて作成すること。なお、記載順序は任意とする。

(ア) 企画提案内容

仕様書「4 業務内容」の項目毎に企画内容を提案すること。

その他本業務の目的を達成するために有効な手段や方法があれば、独自に提案すること。

(イ) 実施計画及び全体のスケジュール

(ウ) 業務実施体制

(エ) 類似事業の業務実績

(オ) 見積額

ウ 制作物の全部又は一部に企画提案者が有する著作権が含まれる場合はその旨及び希望する当該著作権の取扱いを企画提案書に記載すること。

エ 企画提案書は1者1提案とする。

オ 企画提案書の提出部数は、紙媒体7部（正本1部、副本6部）及びPDFデータを格納したDVD-ROM1枚とする。なお、審査の公正を期すため、副本には参加者名を記入しないこと。

カ 提出の際に、栃木県知事宛ての見積書の正本1部（代表者印を押印）を提出すること。

なお、見積書は必要な項目ごとに区別する（諸経費や消費税も区別する）とともに、企画提案書の見積額と整合させること。

(6) 企画提案書等の取扱い

ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない。

イ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

ウ 企画提案書は、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例32号）に基づく公文書開示請求の対象となる。

エ 県は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。

オ 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費はすべて参加者の負担とする。

カ 参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。

キ 企画提案書に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。

ク 提出された企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。

ケ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

コ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

サ 仕様書に記載されていることを遵守した上で、委託金額の上限の範囲内で実施できるより良い提案がある場合には、企画提案書に記載すること。なお、本仕様書に記載する目的と同等の成果が得られる場合には、協議の上、仕様書の内容を一部変更可能とする。

5 審査方法等

(1) 評価方法

別表「評価基準」のとおり

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

提出された企画提案書に基づき、プレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼンテーション等」という。）をオンラインで実施する。プレゼンテーション等の日時、実施方法等の詳細については、別途通知するものとし、日時に係る希望等は受け付けない。

(3) 審査方法

企画提案書、見積書、プレゼンテーション等について、評価基準に基づき、県が別に定める選定委員会が総合的に審査し、最も優れた提案を行ったと認められるものを契約の相手方として選定する。

なお、応募申込者が1者のみであった場合は、審査を行ったうえで、一定の基準を満たした場合に契約の相手方として選定する。

(4) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 価格提案書の金額が2（4）の委託上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に係るプロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

6 選定結果の通知・公表

契約候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、契約候補者の名称を栃木県ホームページに公表する。なお、審査内容に関する質問や異議は一切受け付けない。

7 契約手続

(1) 契約の相手方の候補者に選定された者と栃木県との間で、委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が調った場合、委託契約を締結する。

(2) 契約代金の支払いについては、原則、精算払いとする。

(3) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出させること。なお、この場合、次順位の者を候補者とする。

(4) 契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を可とする（受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する）。

締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は利用に係る費用負担が生じないものとする。なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。

